

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件  
 原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名  
 被告 宮部 龍彦 外1名

証拠説明書(6)

2026/2/27

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 河村 建夫  
 同 弁護士 近藤 正道  
 同 弁護士 和田 光弘  
 同 弁護士 上野 祐樹  
 同 弁護士 細野 浩



甲号証	枝番	標目	原本・写	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
81		陳述書	原本	2026/2/25	部落解放同盟新潟県連合会執行委員長長谷川均	新潟県内の部落差別の歴史、原告新潟県連が本件訴訟当事者になる必要性があること、被告宮部は、インターネットで原告新潟県連の誹謗中傷を続けていること。及び早期に「部落探訪」の削除を認めるべきであること	

甲第81号証

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

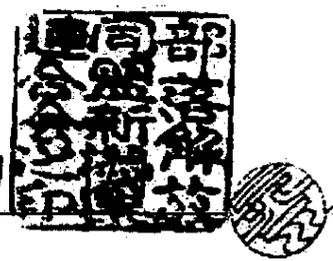
陳述書

2026年 2月 25日

住所 新潟県上越市北本町4丁目3-9

原告 部落解放同盟新潟県連合会

執行委員長 長谷川



## 第1 はじめに

私は、部落解放同盟新潟県連合会（以下「新潟県連」と言います）の執行委員長を務めています。

この度、新潟県連は、宮部龍彦及び示現舎（以下「宮部ら」と言います）を相手方として、インターネット上で、新潟県内の部落差別を助長し拡散する「部落探訪」（現・曲輪クエスト）と題するウェブページの削除や公開の禁止を求める訴訟を提起しました。

同時に、宮部らは、インターネット上で、新潟県連の活動を誹謗中傷するウェブページを公表していますので、その削除や公開の禁止、損害賠償を求めています。

以下、本件訴訟に関する事情を述べます。

## 第2 私に関する事情

- 1 私は、1949年、新潟県小千谷市にある同和地区に生まれました。全体で20軒ほどの集落の中での2軒が被差別部落であり信濃川の船頭としての責任とプライドを持ち長い雪や洪水に抗する生活は厳しいものでした。

宮部らが本件訴訟提訴後にインターネット上に公開した部落探訪（甲41-1・曲輪クエスト（378））及び動画（甲41-2・#278）により晒されている同和地区です。

私の祖父まで代々信濃川の渡し守としての公共交通の役割や治安維持に貢献する船頭としてつましく生きてきました。

我が家の歴史を紐解くと、明治までは比較的生活は余裕があったようです。ですが、明治以降、部落差別の厳しさとともに生活は非常に

貧しく、小さな子でも子守奉公に出されたり、荷車引きとか厳しい労働環境に置かれていたと、祖母から聞かされています。

- 2 部落差別において結婚差別は極めて深刻な問題であり、私の両親も例外ではありませんでした。

農協職員で青年団活動のリーダーとして活躍していた父ですが、養蚕指導員としてキャリアを積んできた一般地域の女性との婚姻は許されるものではありませんでした。母は、実の親から「我が家の敷居は二度と跨ぐ事は許さない」と宣告され、家を飛び出して父と結婚したそうです。母が長く出入り禁止となったことで、母方の実家とはなじみず、幼いながら差別を感じていたと思います。

- 3 私が、部落差別の問題に関わるようになったのも、小千谷市での結婚差別を目の当たりにしたことにあります。

私が就職した頃、遠い親戚の女性が結納が終わり結婚式が決まりながら、身元調査を受けて親戚から結婚を強く反対され、結婚が破談になったとの結婚差別事件が起きました。誰一人差別の愚かさに気付くことなく、結婚を破談に追い込み、差別者に転落することの恐ろしさを初めて知り、驚愕しました。

これを機に、私なりに同和地区を調べました。初めは差別も部落もない、との頑なな姿でした。ですが、明らかとなったのは、部落差別がないのではなく、厳しい部落差別の中でこれ以上差別の塩をすり込んでほしくない、との強い意識でした。そこには厳しい通婚禁止が引き継がれている現実がありました。

その後、部落差別を許さない部落解放運動を進める先達との出会いや共闘の人との出会いに刺激を受け、私は、部落解放運動に交流し学

びました。長年、新潟県連の書記長として活動の中心を担いました。

### 第3 新潟県内における部落差別と新潟県連の活動

- 1 1970年に発生した糸魚川結婚差別事件にみられるように、新潟県内では、多くの県民が身元調査を容認し、そのような差別意識は当然多くの結婚差別が無自覚に行われてきました（甲46）。新潟県連では、部落差別に悩み苦しむ若者を多く見てきました。
- 2 新潟県連は、部落差別解放運動の始まった上越市北本町に本部を置き、上越支部、小千谷支部、新発田支部、●支部（村上支部）、関川支部、中条支部の6つの支部で構成されています。

解放運動の課題の一つとして、不安定な就労実態から来る生活苦や出稼ぎの解消に伴う仕事の確保です。1965年の同和対策審議会答申以降の新潟県や市町村の取り組みは、「部落隠し」に苦しめられた歴史があります。新潟県内の同和地区の多くは、一つひとつの規模が小さい「少数点在」であるとの特徴があり、一定の地域を同和地区と指定することに対する拒否感、「寝た子を起こすな」の意識が強いのだろうと思います。

実際、県内では、新発田市に全国で最後の、県内唯一の隣保館が開設されましたが、上越市を除く多くの自治体では、「部落はない、差別はない」との意見から同和対策事業特別措置法（同対法）に基づく事業を拒否し、多くの事業未実施地区が生じました。

下記の表は県内の同和地区の推移を整理したのですが、1969年7月の同対法施行が近づくとつれて同和地区の数が減少しているのが分かります。

	1926年	1942年	1958年	1967年	1971年	1975年	1987年
地区数	153	105	59	20	15	18	18
戸数		1246戸		429戸	245戸	269戸	269戸
人数	7919人	6850人	4368人	1813人	983人	1051人	1051人
調査主体	融和事業	新潟県	厚生省	総理府	総理府	総理府	総理府

3 同和地区や新潟県連の要望に対し、頑なに「部落隠し」を続ける自治体の代表例が神林村（現・村上市）でした。

神林村の同和地区である●地区は、当時約100戸の地区（現在は約80戸の地区）であり、県内では比較的規模の大きい同和地区となります。しかし、神林村は、頑なに同対法に基づく地区指定を拒否し、「部落隠し」の姿勢を貫きました。このような行政の態度は部落差別を助長する不当なものであるとして、新潟県連が全面的に支援する形で、1984年11月、神林村を相手とする行政訴訟（神林村訴訟）を提起しました。本件訴訟の弁護団の一員である近藤正道弁護士に尽力して頂いた訴訟です。

神林村訴訟は、約3年に及ぶ長い闘いでした。神林村の村長が証言台に立ち、●地区が同和地区であること、差別があることを認めました。1988年1月、新潟地方裁判所は、当方の言い分を認め、神林村訴訟は完全勝利となりました（甲8）。

神林村訴訟は、多数派（行政）が「部落隠し」の姿勢を示すことを糾弾し、県内はもとより全国の事業未実施地区に勇気と希望を与える結果となったと言えますし、県及び県内市町村が部落問題に向き合う

きっかけとなりました。

- 4 ですが、いまでも新潟県の自治体の取り組みは不十分であると思っています。

確かに、新潟県連の支部のある地域では、一定の対策は取られたとは思いますが、同和対策事業が未実施の同和地区が数多く残されました。

全国的にみても規模の小さい新潟県連は、県内自治体を動かすだけの力はありません。それでも、部落差別に苦しむ部落民のため、同和対策の重要性を丁寧に説明する地道な活動をしていることを理解して頂きたいです。

- 5 2000年12月、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発推進法）が施行されたことをきっかけに、新潟県連は、県内自治体と連携しながら部落差別の解消に向けた活動を進めてきました。本件訴訟で問題となっている県教委との連携も、この法律に基づく人権教育の一つと言えます。

新潟県連は、様々な当事者の意見を踏まえた人権啓発推進計画を通じた丁寧な話し合い・交流を行うなかで、同和問題の理解を少しずつ広げていき、根強い「寝た子を起こすな」意識の克服を、県内自治体と連携し誠実に進めてきました。

私たちは、不条理な部落差別を絶対に許さないとの思い・熱量だけで頑張って参りました。

#### 第4 官部らによるインターネット上の部落差別の助長・拡散行為

- 1 どの分野でもインターネット上における差別や誹謗中傷が問題と

なっていますが、部落差別も例外ではありません。

特に、部落差別の分野では、インターネット上で同和地区を晒す行為は、部落差別の助長し、拡散する人権侵害と言えます。国（法務省）も、同和地区に関する識別情報を公開することは、目的の如何に関わらず、人権侵害のおそれが高い違法性のあるものとして扱うとの依命通知を発しています（甲 13）。

そして、宮部らは、インターネット上で、同和地区を公開し、部落差別を助長し、拡散することを繰り返してきました。

- 2 宮部らは、手書きであった「全国部落調査」を活字化して、2016年1月、「復刻版 全国部落調査」として、インターネット上で公開しました。また、宮部らは、「復刻版 全国部落調査」を出版すると公表しました。

新潟県連をはじめ全国の部落解放同盟は、宮部らの行動に驚愕し、部落差別を拡散させることは許さないとの思いで、「復刻版 全国部落調査」のインターネット上での公開禁止、出版禁止、損害賠償を求めて東京地裁に提訴しました。いわゆる「全国部落調査裁判」です。新潟からは、私を含め6名が個人原告となりました。

全国部落調査裁判は、本件訴訟の弁護団長を務める河村健夫弁護士をはじめ多くの弁護士にご尽力いただき、2021年9月、東京地方裁判所は「復刻版 全国部落調査」のインターネット上での公開禁止と出版禁止を認めるとともに、インターネット上で同和地区が公表された個人に対して損害を賠償するよう命じました（甲 4）。

さらに、控訴審である東京高等裁判所は、2023年6月、宮部らの控訴を認めず、「復刻版 全国部落調査」のインターネット上の公開

禁止と出版禁止を命じました（甲5）。しかも、控訴審判決では、司法判断としては初めて「差別されない権利」を認め、宮部らの行動は「差別されない権利」を侵害するものであると判断されました。控訴審の判断は、画期的な司法判断であり、今後の部落解放運動の弾みになると考えています。

- 3 全国版部落調査裁判が進む中で、宮部らは、「部落探訪」のインターネット上での発信を続け、拡大させていきました。なお、いまは「曲輪クエスト」と名称が変わっていますが、内容に違いがないので「部落探訪」と言います。

「部落探訪」とは、宮部が同和地区に潜入し、部落名や地域名を明示して、解説する文章、写真や動画を用いてレポートする内容のインターネット上のウェブページです。

宮部らは、2015年12月から「部落探訪」の公開を開始してから徐々に「部落探訪」を増やしていき、2016年3月時点では4ヶ所だった「部落探訪」は2023年10月時点で全国330ヶ所を超える数となりました。

新潟県内の「部落探訪」について言えば、本件訴訟の提訴時点では15地域の同和地区に関する「部落探訪」が公開されていましたが（甲21-1・甲21-2、甲22-1・甲22-2、甲23-1・甲23-2、甲24-1～甲24-24）、その後、宮部らは、挑発するかのようになり3地域の「部落探訪」を追加で公表しました（甲41-1・甲41-2、甲42-1・甲42-2、甲77-1・甲77-2）。このような宮部らの行動は、強く非難されるべきものと考えます。

## 第5 新潟県連による「部落探訪」の削除等請求の意義

- 1 「部落探訪」は、インターネット上で同和地区を識別・特定するものであり、同和地区に暮らす部落民のプライバシー権ないし「差別されない権利」を侵害することは明らかです。

特に、地名のみの全国部落調査と異なり、「部落探訪」は、地名だけでなく、その場所が特定できるような写真や動画があるため、同和地区をより識別・特定する悪質な内容と言えます。

よって、宮部らの公開する「部落探訪」について、削除及び公開の禁止が認められるべきは当然と考えます。

- 2 本件訴訟では、3名の個人と新潟県連が原告となり、宮部らがインターネット上で公開する「部落探訪」の削除等を求めています。

本件訴訟の提訴時点では、3名の個人原告はそれぞれの居住する同和地区に関する「部落探訪」の削除等を求め、新潟県連は、それ以外の「部落探訪」の削除等を求め、提訴しました（なお、第5回準備書面及び第6回準備書面のとおり、3名の個人原告が、それぞれの居住する同和地区以外の「部落探訪」についても削除等を求める内容に主張を追加しています。）。

新潟県連が原告となって「部落探訪」の削除を求めた理由は、「部落探訪」によって晒されている全ての同和地区に暮らす部落民に原告になってもらうことが極めて困難である現実があるからです。原告となり名前を明らかにすることで差別を受けるのではないかと、宮部らにインターネット上で名前等を晒されてしまい、取返しのつかない事態になるのではないかと、との強い懸念があるからです。これまでの宮部らの言動を見る限り、そのような懸念が生じるのも、やむを得ないと

考えます。

他方で、個々の同和地区に暮らす部落民を原告とすることができないことのみで、「部落探訪」が残り続けることになれば、新潟県内の部落差別が助長・拡散する事態を放置する結果となります。そのような事態を回避するためにも、新潟県連による削除等の請求が認められるべきと考えます。

3 「部落探訪」の削除等は、県内部落民の総意です。

本件訴訟については、提訴前から現在まで、新潟県連の定期大会や臨時集会で報告・決議がなされています。構成員の多数決により訴訟追行を新潟県連に委ねることも決定されています（甲 55）。

本件と同種の裁判であるさいたま裁判（甲 48）では、残念ながら県連による削除等の請求は認められなかったわけですが、本件訴訟では新潟県連による「部落探訪」の削除等を認めて頂きたいと、強く願っています。

## 第6 新潟県連に対する誹謗中傷行為

1 新潟県連は、新潟県内の部落民を部落差別から解放するため、様々な活動に取り組んでいる団体です。前述のとおり、人権教育啓発推進法の施行に伴い、新潟県連は、主に部落問題を中心に、各自治体と連携しながら、誠実に、人権啓発及び人権教育に取り組んで参りました。

しかし、官部らは、新潟県連の活動を誹謗中傷するウェブページをインターネット上で公開し、新潟県連の名誉を毀損しました。

2 記事目録5(1)について

- (1) 宮部らは、タイトル：「この学校にいる 同和地区出身者は 何人だ！」解放同盟と新潟県教育の 異常な関係（甲 25-1）のウェブページを、インターネット上で公開しました。
- (2) 当該記事の冒頭、「少なくともここ 10 年新潟県で県立高校を中心に、部落解放同盟新潟県連合会によって、教員に対する見せしめのような糾弾が何度も行われている。」との記載がありますが、そのような事実はありません。

また、当該記事には、新潟県立荒川高校において同和地区出身の生徒が自死したことについて実施された確認会の様子として、概要、「新潟県連の参加者が教員に対してヤクザみたいに罵声を浴びせて質問して答えさせていた。」「新潟県連側が求めた家庭訪問を教員が拒否すると、新潟県連側は『口答えするな』と逆上した。」との記載がありますが、そのような事実はありません。

さらに、当該記事には、確認会について、概要、「(新潟県連が) 立場を利用して『特別扱いをしろ、同和教育をやれ』と脅しをしているだけで、これこそいじめではないか」との記載がありますが、新潟県連が立場を利用した事実はありませんし、脅していませんので、そのような事実はありません。

- (3) 以上に指摘したような記載は、新潟県連が、あたかも反社会的勢力であるかのような印象を与える表現であり、粗暴な言動を用いて教員や県教委職員を糾弾したとの事実を摘示するもので、新潟県連に対する誹謗中傷であり、明らかに新潟県連の名誉を毀損します。

この記事にはたくさんのコメントが付いており、中には「相変わらず解放同盟さんは暴力団のような言動で脅しをされているので

すね。もっともこの団体にとっては部落差別がなくなってしまうたらうまくないんですね。」などと、新潟県連を誹謗中傷するものが見られます。宮部らの記事によって新潟県連の社会的評価が貶められていることの証と思います。

- (4) 宮部らの指摘する確認会は、新潟県立荒川高校で同和地区出身の生徒が自死した件に関して実施されたことは間違いありません。

新潟県連としては、背景に部落差別があるのかどうか、仮に部落差別があったのであれば今後の同和教育に生かすべきではないか、との考えで、確認会の場で、様々な意見を述べたものです。新潟県連側が、罵声を浴びせたり、生徒の情報を答えさせたりした事実はありません。

この案件については、第三者委員会が設置され、新潟県連は、第三者委員会の調査に協力しながら、丁寧に楽校や県教委と協議を重ねてきたものです。

新潟県連が、人権教育の観点から、学校や県教委と確認会を実施することは、部落差別解消に向けた正当な活動です。

- (5) なお、宮部らは、新潟県教育委員会に対して、この確認会に関する行政文書の公開を求める情報公開請求を行っていました。これに対し、新潟県情報公開審査会は、答申のなかで、「差別事案の原因究明、再発防止を目的として取得した生徒のプライバシーに関わる情報を当該目的以外で団体に提供するなどの不適切な取扱いが行われている事実は認められなかった」と明言しています（乙 27・p9）。同様に、県教委も不適切な取扱いはしていないと回答しています。

- (6) 以上、当該記事は、新潟県連の名誉を毀損するものですから、削除されるべきものであり、新潟県連の被った損害を賠償すべきと考えます。

## 2 記事目録 5 (2) について

- (1) 宮部らは、タイトル：【新潟】情報公開請求が 土壇場で執行停止なぜ新潟の公務員は 同和に怯えるのか (甲 25-2) のウェブページを、インターネット上で公開しました。
- (2) 当該記事は、前述の荒川高校に関する確認会について作成された行政文書の情報公開請求に関し、情報公開が執行停止となったことに関連しれ作成されたウェブページです。

当該記事では、概要、「教職員の間では、モンスターペアレントと並んで新潟県連もクレーマーの一つという認識である」「ささいなことで言いがかりをつけて自宅にまで押しかけられた人物もいる」「新潟県連のやってきたことは犯罪」との記載があります。

- (3) 以上に指摘した記載は、あたかも新潟県連が県内の教職員らに対して不当な要求をつきつけている印象を与える記載ですし、新潟県連は一切犯罪はしていないのに「やってきたことは犯罪」と記載するのは、新潟県連に対する誹謗中傷ですし、新潟県連の名誉を毀損することは明らかと言えます。

よって、当該記事は削除されるべきものであり、新潟県連の被った損害を賠償すべきと考えます。

## 3 記事目録 5 (3)

- (1) 宮部らは、タイトル：【裁判報告】2025-06-25 新潟地裁 この学校にいる同和地区出身者は何人だ！ (甲 43) と題する YouTube 動

画を、インターネット上で公開しました。

- (2) 当該 YouTube 動画は、2025 年 6 月 25 日第 2 回口頭弁論が実施された後に、宮部らが公開した動画です。

動画において、宮部は、「自治労が新潟県連と連携するのはおかしいのではないか」との見解を示す中で、概要、次のような発言をしました。

- ・「新潟県連と連携することが教職員のためになっていない」
- ・「新潟県連は教職員に犯罪をやらせているような団体」
- ・「新潟県連と連携することは犯罪の片棒を担いでいるんじゃないかと思います」

- (3) このような内容は、新潟県連が新潟県の教職員に対して違法な犯罪行為をさせていることを摘示するものですし、「犯罪」という表現を用いて、新潟県連を誹謗中傷して、新潟県連の名誉を侵害するものと言えます。

よって、当該 YouTube 動画は削除されるべきものであり、新潟県連の被った損害を賠償すべきと考えます。

## 第 7 最後に

裁判長にお願いします。

少数散在で同和対策事業も行われずに生活基盤の不安定な厳しい県内被差別部落に対する許されない差別行為に、30 市町村や県、県教育委員会や各種団体が、宮部らの差別行為を許さないとの立場で、新潟法務局に削除要請を行うとともに、新潟県連はじめ県内の多くの団体が、このような差別拡散行為を止めさせるべく法整備を求め、動き

始めています。

これ以上の部落差別の拡散を一刻も早く止めさせるべく、早期に  
「部落探訪」の削除等を命じる判決をお願いします。

以上